

# 消費生活条例に基づく不当な取引行為の指定項目

〔現行：59 行為→改正後：60 行為〕

## 1 勧誘に関する不当な取引行為

(28行為→29行為)

- ① 販売の意図を隠した勧誘
- ② 重要事項について不実を告げる勧誘
- ③ 重要事項を告げないで行う勧誘
- ④ 断定的判断の提供による勧誘
- ⑤ 優良・有利誤認を招く勧誘
- ⑥ 法令等による義務と誤認させる勧誘
- ⑦ 公的機関の職員等と誤認させる勧誘
- ⑧ 公的機関の委託等と誤認させる勧誘
- ⑨ 事業者名等の不明示・偽装による勧誘
- ⑩ 迷惑を覚えさせる仕方による勧誘
- ⑪ 威圧的な言動による勧誘
- ⑫ 心理的不安に乗じる勧誘
- ⑬ 判断力の不足に乗じる勧誘
- ⑭ 知識・経験・財産・収入等の状況に適合しない勧誘
- ⑮ 虚偽の記載をそそのかす勧誘
- ⑯ 心理的負担に乗じる勧誘
- ⑰ 路上等における強引な勧誘
- ⑱ 拒絶後の勧誘
- ⑲ 電気通信手段を利用した不当な勧誘
- ⑳ 過去の取引の情報を悪用した勧誘
- ㉑ 資金調達を強要する勧誘
- ㉒ 正常な判断ができない状態に陥らせて行う勧誘
- ㉓ 不退去による勧誘
- ㉔ 勧誘場所から退去させないで行う勧誘
- ㉕ 次々販売による勧誘
- ㉖ 抱き合わせ販売による勧誘
- ㉗ 商品等の一方的な供給による勧誘
- ㉘ 事業活動の損失補償請求による勧誘
- ㉙ 重要事項について誤認を招く表示による勧誘 **追加**

## 2 契約内容に関する不当な取引行為(10行為)

- ① 消費者の利益を一方的に害する契約
- ② 不当な違約金等を定める契約
- ③ 解約等を不当に制限する契約
- ④ 合意した内容と異なる契約
- ⑤ 不当な過量販売・長期契約
- ⑥ 不当な管轄裁判所を定める契約
- ⑦ 返済不能に陥ることが明らかな者との契約
- ⑧ 不当な免責条項を定める契約
- ⑨ カード等の不正使用の責任を消費者に負わせる契約
- ⑩ 名義借用契約

## 3 債務の履行に関する不当な取引行為(9行為)

- ① 欺瞞・威迫・困惑等させる仕方による債務履行の強要
- ② 金銭調達を強制した債務履行の強要
- ③ 心理的圧迫を与えての債務履行の強要
- ④ 契約成立の一方的主張による債務履行の強要
- ⑤ 支払い義務のない者への債務履行の強要
- ⑥ 事業者名等の不明示・偽装による債務履行の強要
- ⑦ 債務の履行拒否・履行遅延
- ⑧ 取引条件の一方的変更・一方的な履行の中止
- ⑨ 閲覧・開示等の拒否

## 4 契約解除に際しての不当な取引行為(8行為)

- ① クーリング・オフ拒否、黙殺等による契約解除等の妨害
- ② クーリング・オフについて不実を告げる契約解除等の妨害
- ③ 口頭のクーリング・オフへの不適切な対応による契約解除等の妨害
- ④ クーリング・オフに伴う不当な支払いの要求
- ⑤ 商品の使用を誘導することによる契約解除等の妨害
- ⑥ 継続的供給契約の中途解約拒否
- ⑦ その他の解約等の拒否
- ⑧ 契約の解除等に伴う原状回復義務等の拒否・遅延

## 5 与信行為に関する不当な取引行為(4行為)

- ① 不当な取引行為を用いた契約と知っての与信契約
- ② 重要事項の不告知・不実告知による与信契約
- ③ 返済不能になることが明らかな者との与信契約
- ④ 抗弁権接続による支払拒絶に対する不当な妨害